

青梅市行政不服審査会議事概要（第3号事件）

1 日 時 令和6年8月6日（火）午後1時30分から3時00分まで

2 場 所 青梅市役所2階202会議室

3 出席者

[委 員]

伊東 健次

飛弾 直文

橋本 基弘

齊藤 和弥

[処分庁説明員]

福祉事務所長（健康福祉部長） 杉山 智則

高齢者支援課長 大越 理良

介護保険課長 山崎 剛

高齢者支援課いきいき高齢者係長 滝沢 匠

[事務局]

総務部長 宿谷 尚弘

文書法制課長 和田 宏

文書法制課法制担当主査 横山 竜太

文書法制課法制担当主査 古山 貴教

文書法制課法制担当主査 横山 晃史

4 議事内容（要旨）

第3号事件「令和6年1月15日付け障害者控除対象者認定にかかる審査請求」について、処分庁の説明を受け、質疑の後、委員による協議を行った。

(1) 処分庁の説明およびそれに対する質疑

弁明書に沿って、処分庁の説明が行われた。

(質疑) 審理員意見書には、青梅市における高齢者の障害者控除対象者認定書交付基準（平成19年2月1日実施。以下「認定基準」という。）にのっとり、一定の裁量の下に判定が行われるということがあるが、認定基準についてということで、租税法律主義お

よび租税公平主義に照らせばその裁量の範囲は限定的に解するのが相当であるとある。これは、審理員独自の考えではなくて、部としても、原課としてもこういうふうを考えているということか。例えば、そういったものについて限定的に解するのが相当であると何か具体的に書かれた国の基準なり通達なりそういうものがあるか、伺いたい。

(回答) 国などの通知といったものはないが、審理員意見書にあるように、認知症高齢者の日常生活自立度および寝たきり高齢者の自立度については障害者の通常の障害者控除に照らし、障害者と特別障害者の境目というところが、認定基準にもとづいて一律に判定しているものである。

(質疑) 一律にしてもやはり一定の裁量があるものとする。それぞれその裁量を行使するに当たって、この税の問題については、裁量の範囲は限定的に解するのが相当であると書かれているが、読み方によっては、やはり一定の裁量の中では厳しめに判定するのが相当であるという意味のように見える。むしろ、一定の裁量範囲内であればできるが、相手方の支援をする方向で解釈するのは相当であるということと言えるように思う。

(回答) 一定の裁量が認められるというところでは、他の自治体でも同じような認定基準は設けているが、この寝たきり度について、本市ではB以上を特別障害者とするというような規定があるが、そこをC以上にしている自治体もあるので、その部分は裁量なのかもしれない。ただ、委員の話のようにそれぞれの方の状況によってその基準を変えるということはありません。

(質疑) 審理員意見書にもあるように本件はこれまで令和元年度に特別障害者と認定された方が、令和5年度には障害者と認定され、その差が生じたことが、今回の審査請求に至るきっかけとなっているところが一番の争点だと思う。そこで、例えば令和元年度の認定調査票を見ると、調査員というのは青梅市役所の方が調査している。令和5年度の調査員というのは、居宅介護支援センターの方が調査をしている。この場合、介護認定調査員というのは、どういう方がいて、それぞれが一定の資格を持ってやっているかと

- 思うが、調査員によって厳しめ緩めといった評価する際の基準に変動が生ずることが現実にあるのかどうか、教えていただきたい。
- (回答) まず市の職員が調査をする。その他に委託ということで、事業者が調査をする形態がある。また、調査する者によって、差が出る可能性があるかという質問については、あり得ると思うが、そうならないよう指導員というものが市におり、各調査の整合性を図っており、年に1回研修を開いている。それから、国によるオンラインの研修の受講、全国の調査と市での調査の分析をして、差が出ないように確認し、差はあり得るが、大きくならないようにする取り組みを行っている。
- (質疑) 令和5年度の調査員は、令和元年度の調査がどういう形でどういう点が争点になって、こういう聞き取りが行われたという資料を読み込んで確認した上で、行われたものと理解してよいか。
- (回答) 認定調査を依頼するとき、前回と同じ調査員にならないよう別の調査員に依頼している。これは、違う調査員が調査を行うことで調査結果が偏らないように配慮するものである。そして、調査員には、前回の調査結果を見せたり、話したりすることはない。調査項目について、新たに調査し結果を出している。
- (質疑) 今回の審理員意見書の中では、令和元年度は手洗いの異常性が重視されて、月の水道代が5万円に達するような、異常性があったという事例が見受けられ、そこがかなり大きな要素になって特別障害者に認定されたとあるが、それが令和5年度は手洗いのことは一切記載がないと説明されている。それは、令和元年度には手洗いの異常性というものが認められたが、その点は改善されたのか、されないのか、全くなかったのかという観点で調査したのか。それとも、手洗いについては、令和5年度には考慮しないで、他の点も含めて総合的に調査した中で手洗いがたまたま出てこなかったということか。その辺りの実情を教えていただきたい。
- (回答) 手洗いに限らず、総合的な調査の中でこのような結果となったと捉えている。令和5年度にも手洗いの話があれば、これは調査表に記載される事項なので、令和5年度の時点でそういう話がなかったと捉えることができる。そのため、改善されていたと考

える。

(質疑) 結局、審査請求人も言っているように調査員によって認定調査にアンバランスが生じ、明確な基準によりこの点を聞くように決まっているわけではないため、裁量の範囲内だということではあると思うが、調査員によって聞いている場合、たまたま話の中で話題が出てこなかった場合とで、それが重大な審査結果に影響を及ぼすという審査請求人が言っているようにアンバランスが生じるということがあるのではないか。今後もこの調査の公平性や客観性をどのように担保していこうという考えか教えていただきたい。

(回答) 公平性というところは、大事な要素と捉えている。まず、調査票については、複数の指導員というものが、調査員とは別におり、チェックをする。その後、青梅市介護認定審査会の中で複数の審査員が、チェックをする。複数の目の中でチェックをして公平性を保っていくという仕組みになっている。そういうことを引き続き十分にチェックしながら調査員の差によって、結果が変わってしまわないように、引き続き注意しながら審査をしていくようにしたい。

(質疑) 3点ほど伺いたいが、まず1点目として、特別障害者が一般の障害者に戻るというケースはどのくらいあるか。

(回答) 統計的に見たわけではないが、介護度がついたとしても、そこからの本人の努力や介護サービスの導入による症状の改善、大腿部の骨折などによって、寝たきり度が高くなる中で、治療やリハビリにより改善していけば、障害者にまた戻ることはある。

(質疑) 先ほどの質問にも関係するが、前にあった資料を参照して新しく判断しようとする場合は見比べて判断するか。

(回答) 障害者控除の対象者の認定については、基準日時点の認定調査票をもとに判断しているので、前回のものは、判断の要素には入ってこない。

(質疑) 2番目の質問になるが、この方にとってみると不利益な変更ではないのか。そのときに例えば、判断の結果として何が決め手になったかについて説明することはあるか。

(回答) 1つの申請にもとづいて1つの処分であるため、不利益な変更ということではなく、各年に申請を受け、その年ごとの基準日に該当する認定調査票や主治医意見書の評価にもとづき、そのときごとに認定書を出しているのです、特に前回と今回というような比較はしていません。

(質疑) 3番目の質問となるが、グレードやカテゴリーが変わっていないことについて、本人通知はあるか。

(回答) 変わっていない場合は通知していません。認定基準自体は公開されている。

(質疑) 前回の認定については、結果はどういう基準にもとづいてどう判断して、今回の認定になったかについて、本人は全然わからないのか。

(回答) 例えば、認定調査票等については、開示請求もできるので、その認定の調査の結果については、本人が希望すれば見ることは可能である。

(質疑) そうすると、裁量という話であるが、様々な判断をした基準がある。医師の所見、基準を当てはめた結果としては変わっていない。しかし、諸般の事情があって、医師の意見にもとづいて、特別障害者から一般の障害者としたその結果で通知する。それに承服し難いということなので、審査請求人は審査請求したということになる。そのときに、こういった不利益な変更するということによってどれぐらいの影響があるか、あるいは情報としては変わっていないという状況、基準の当てはめ、医師はそれ以外の要素があってこういった結果になったということについて、質問を受けるといようなプロセスは全くないのか。

(回答) 処分庁側では変えたということではなく、審査請求人からの今回の申請にもとづいて障害者という結果を出したものであるが、窓口では、この内容について説明はしたが納得されず、このような審査請求となった。

(質疑) 先ほど不利益な処分の話があったが、申請に対して1件ずつ答えるから不利益な処分ではないという主張もあることはわかる。ただし、その結果が前の結果と違うとき、程度が良くなったとい

- う判断をしたときに、対象者に対して説明は一切しないのか。
- (回答) 基本的には申請書で申請を受け、書面で回答をするので、処分をする際にも、前回の結果は加味しない。申請にもとづいての処分であり、説明を毎回するという事はない。もちろん問合せがあれば答えることにはなる。
- (質疑) 問合せのありなしに関わらず、常識的には、申請に対する回答だとしても、前回の申請時より程度が良くなったということを一言ぐらいは説明して、当然だろうと思う。もう一点、今回の処分が正しいという主張であるが、令和元年度の処分も正しいという主張か。
- (回答) 令和元年度の結果は、主治医意見書の結果にもとづいて、認定基準に照らして、どこに該当するかによって処分を出している。認定調査票と主治医意見書が正しいものと認識した上で認定基準に照らして処分を決めている。
- (質疑) 本件の手続にも特に問題はないし、判定についても、問題がないということだと思う。相手がそれについて納得しないということで、行政としてどこまで説明責任を果たすかという問題になってくる。年度によって聞いたことと聞かなかった項目があって、前は聞いてその点がクローズアップされたにもかかわらず、今回は聞かなかったということで、処分庁としては十分な説明責任を果たせると考えているか確認したい。
- (回答) 手洗いについて聞いてないわけではないと思うが、同じような質問項目で調査をして、その中で令和元年度は手洗いの話があり、令和5年度はなかった。そのため、基本項目の調査の仕方については、そこに差があったということではないと考える。
- (意見) 処分の手続に瑕疵があったわけでもないだろうし、通常の手続に従って判断したということであるが、判定の平準化を図るべきである、アンバランスがあるという意見に対して、どこまで説明していけるのか。気を配って、丁寧に、請求に対して説明をしていくようにしてほしい。
- (質疑) 不利益な処分ではなく、その都度その都度、申請に対する処分でしかないという話であるが、その時に認定基準を示し説明し

ているか。

(回答) 認定調査票と主治医意見書の判定にもとづいて判定していることは説明している。

(2) 協議内容

ア 処分庁の説明では、毎回、申請に対する処分をしているため不利益な処分ではないとしているが、そのようなことはないと思う。

イ 裁量の逸脱濫用があるとまでは言えないと思うが、もっと審査請求人の事情を考慮すべきであったとも考えられ、処分を取り消しても良いかと思う。

ウ 障害者控除対象者の認定については、一定の裁量があると思うが、前回の処分の内容を踏まえることや新型コロナウイルスの感染拡大に伴う期間において、認定調査がなされなかったことを考慮することも必要だったのではないか。

エ 障害者控除対象者の認定は、介護認定調査員の調査や主治医意見書の判断にもとづいており、裁量の範囲内ということで問題はないと思うが、審査請求人が反論書に記載しているように、介護認定調査員の調査にかかる判定の平準化は図るべきではないか。

オ 今回の案件は、結論ではなく経緯に問題がある。審査請求人への説明が尽くされていないのではないか。

カ 令和元年度の判定の根拠となった重要な部分の確認がなされていないため、平準化されない。結論の妥当性のみではなく、考慮すべき事項を考慮していない。

キ よって、原処分は取消し、再度調査の上、介護認定調査員の調査にかかる判定の平準化および審査請求人への説明が尽くされるなど、手続が適正に行われるよう、改善されるべきである。

(3) 審査結果

本件審査請求には理由があり、これを認容すべきである。